令和3年2月24日最高裁判決について
［国公有地の使用料免除等と政教分離］

LEC 東京リーガルマインド

0 001112 210721

KL21072

はじめに

2021（令和３）年２月 24 日，最高裁大法廷は，儒学の祖である孔子を祀った「久米至聖廟（くめしせいびょう）」（孔子廟）の公園敷地を，那覇市が無償提供していることが政教分離原則に反するかどうかが争われた住民訴訟の上告審で，「市と宗教との関わり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして，憲法 20 条３項の禁止する『宗教的活動』に該当する」として，違憲と判断しました。裁判官 15 人のうち 14 人の多数意見です。

政教分離を巡る最高裁の違憲判断は，愛媛県が靖国神社に玉串料を奉納した 1997（平成９）年の「愛媛玉串料訴訟」，北海道砂川市が神社に市有地を無償提供した 2010（平成 22）年の「空知太（そらちぶと）神社訴訟」に続き３例目となります。

本冊子は，今回の最高裁大法廷判決の概要をまとめたものです。

受講生の皆様におかれましては，本冊子を活用して，判決の概要をご確認いただき，判決への理解を深めていただきたいと存じます。

最後に，受講生の皆様が合格を勝ち取り，公務員としてご活躍されることを心より祈念いたします。

2021 年３月吉日

株式会社　東京リーガルマインド

ＬＥＣ総合研究所　公務員試験部

頒布・複写を禁じます

Ⅰ．判示事項

市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除した行為は憲法 20 条３項に違反する。

Ⅱ．孔子廟（こうしびょう）とは

中国・春秋時代の思想家で，儒教の祖である孔子を祀る建物である。孔子の死後，山東省・曲阜（きょくふ）にあった旧居を廟に改築したのが始まりで，中国各地やアジアに広がった。曲阜の孔子廟は，孔子の墓所などと共に世界文化遺産に登録されている。日本では古代から教育機関として設けられ，江戸時代に儒教から発展した「朱子学」が幕府公認の官学になってからは，各地の藩校にも数多く建設された。

琉球では，中国から渡来した職能集団，久米三十六姓（くめさんじゅうろくせい）が，17 世紀に久米村（現那覇市）で**久米至聖廟**（くめしせいびょう）を建立したのが始まりである。18 世紀には琉球初の正式な教育機関である「明倫堂」が施設内に建設された。その後，儒学教育が盛んに行われた。

当初の至聖廟は沖縄戦で焼失したが，久米三十六姓の子孫である「久米崇聖会」（くめそうせいかい）が那覇市若狭に再建し，2013 年に同市松山公園に移転した。当時の翁長市長が公益性を認め，公園使用料の全額を免除する旨の処分をし，「久米崇聖会」が現在の久米至聖廟（くめしせいびょう）を建設した。

Ⅲ．令和３年２月 24 日大法廷判決の特徴

１．適用基準

空知太神社訴訟判決（最大判平 22.1.20）で示された判断枠組みに沿っている。すなわち，国公有地上にある施設の敷地の使用料の全額免除が，当該施設の性格や当該免除をすることとした経緯等の諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて，政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては，**当該施設の性格，当該免除をすることとした経緯，当該免除に伴う当該国公有地の無償提供の態様，これらに対する一般人の評価等，諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解するのが相当である**としている。

２．儒教の宗教性・一般社団法人「久米崇聖会」の宗教団体該当性

学問や教養として定着した儒教が宗教といえるのかについて，最高裁は判断

頒布・複写を禁じます

を一切示していない。宗教の本質を論ぜず，行事や施設の外観だけで政教分離原則違反を認定したものといえる。

また，一般社団法人「久米崇聖会」が宗教団体なのかについても，最高裁は判断を示していない。

３．違憲判断のポイント

① 久米至聖廟（本件施設）の大成殿は，内部に孔子像および神位などが配置され，多くの人が参拝するなど，「社寺と類似性がある」とし，孔子の生誕の日に行われる祭礼（釋奠祭禮（せきてんさいれい））は，「孔子の霊を迎え，これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式」というほかはなく，「施設の建物は祭礼を行う目的に従って配置されている」と指摘し，「本件施設の宗教性を肯定でき，程度も軽微ではない」とした。

② 本件施設は，第二次世界大戦で焼失した当初の至聖廟等とは異なる場所に新築されたものであり，当初の至聖廟等を復元したものであるとはいえず，また，法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もない。また，設置許可前に市の会議で本件施設の宗教性が問題視されたことなどから，「観光資源としての意義や歴史的価値をもって無償で提供することの必要性，合理性は裏付けられない」とした。

③ 久米崇聖会が祭礼の観光化を許容しない姿勢を示していることや，免除される使用料が年間約 570 万円と相当に大きいことも重視し，免除措置は，一般人から見て市が特定の宗教に対し特別の便益を提供し，援助していると評価されてもやむを得ないとした。

４．結論

諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すると，市長の行った公園使用料の全額を免除する処分は，市と宗教との関わり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして，憲法 20 条３項の禁止する「宗教的活動」に該当する。

孔子廟違憲訴訟（最大判令 3.2.24）

【事　案】

一般社団法人久米崇聖会が所有する久米至聖廟（くめしせいびょう）（孔子廟）は，2011 年に那覇市から設置許可を受け，2013 年に市長が公園敷地の無償提供を決め，公園使用料の全額を免除する旨の処分をしたのを受けて，同市松山公園に建設されたものである。那覇市の女性が 2014 年４月から７月分の使用料約 180 万円を市が請求しないことの怠る事実の違法確認を求めて住民訴訟を提起した。

【判　旨】

第１　適用基準

国公有地上にある施設の敷地の使用料の免除が，当該施設の性格や当該免除をすることとした経緯等の諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えて，政教分離規定に違反するか否かを判断するに当たっては，当該施設の性格，当該免除をすることとした経緯，当該免除に伴う国公有地の無償提供の態様，これらに対する一般人の評価等，諸般の事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すべきものと解する。

第２　個別的評価

１　久米至聖廟（孔子廟）の宗教性

一般社団法人久米崇聖会（以下，Ｘという）が所有する久米至聖廟（以下，本件施設という）の大成殿は，内部に孔子像および神位などが配置され，多くの人が参拝するなど，その外観等に照らして社寺と類似性がある。また，孔子の生誕の日に行われる祭礼は，孔子の霊を迎え，これを崇め奉るという宗教的意義を有する儀式というほかはなく，本件施設の建物はこの祭礼を行う目的に従って配置されており，本件施設については，一体としてその宗教性を肯定することができることはもとより，その程度も軽微とはいえない。

２　無償提供の必要性・合理性の有無

本件施設は，当初の至聖廟等とは異なる場所に平成 25 年に新築されたものであって，当初の至聖廟等を復元したものであることはうかがわれず，法令上の文化財としての取扱いを受けているなどの事情もうかがわれない。また，設置許可前に市の会議で本件施設の宗教性が問題視されていたことからも，本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値をもって，直ちに，本件施設の敷地として国公有地を無償で提供することの必要性及び合理性を裏付けることはできない。

３　無償提供の態様とＸへの影響

国公有地の無償提供により，免除される公園使用料相当額が年間約 570 万円に上るというものであって，Ｘが享受する利益は相当に大きい。また，本件設置許可の期間は３年とされているが，公園の管理上支障がない限り更新が予定されているため，本件施設を構成する建物等が存続する限り更新が繰り返され，これに伴い公園使用料が免除されると，Ｘは継続的に上記同様の利益を享受することとなる。

Ｘは，宗教性を有する本件施設の公開や宗教的意義を有する祭礼の挙行を定款上の目的として掲げており，実際に本件施設において，多くの参拝者を受け入れ，祭礼を挙行している。このようなＸの本件施設における活動の内容や位置付け等を考慮すると，公園使用料の全額を免除する処分は，Ｘに上記利益を享受させることにより，Ｘが本件施設を利用した宗教的活動を行うことを容易にするものであるということができ，その効果が間接的，付随的なものにとどまるとはいえない。

頒布・複写を禁じます

４　一般人の評価

本件施設の観光資源等としての意義や歴史的価値を考慮しても，公園使用料の全額を免除する処分は，一般人の目から見て，市がＸの上記活動にかかる特定の宗教に対して特別の便益を提供し，これを援助していると評価されてもやむを得ない。

第３　結論

以上のような事情を考慮し，社会通念に照らして総合的に判断すると，公園使用料の全額を免除する処分は，市と宗教との関わり合いが，我が国の社会的，文化的諸条件に照らし，信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして，憲法20条３項の禁止する宗教的活動に該当する。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者　株式会社東京リーガルマインド
(C) 2021 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan
無断複製・無断転載等を禁じます。

KL21072